

議案第八号

杉並区浄化槽清掃業の許可及び浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十七年二月十八日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区浄化槽清掃業の許可及び浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

杉並区浄化槽清掃業の許可及び浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成十一年杉並区条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同条第五号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

旧破産法が廃止され、新たに破産法が制定されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区浄化槽清掃業の許可及び浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例

(廃業等の届出)

第十一条 浄化槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、その日（第二号の場合にあつては、その事実を知った日）から三十日以内に、その旨を区長に届け出なければならない。

一 三 略

四 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

五 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人

旧 条 例

(廃業等の届出)

第十一条 浄化槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、その日（第二号の場合にあつては、その事実を知った日）から三十日以内に、その旨を区長に届け出なければならない。

一 三 略

四 法人が破産により解散

した場合 その破産管財人

五 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合 その清算人